

第2回 隠岐の島町庁舎建設検討委員会 討議要旨

標記会議における討議の要旨及び、事務局が提出する資料については以下のとおりである。

1. 議事録について

- (意見1) 発言が全て載っていないのはおかしい。
- (意見2) 次会で前会の議事録は確認、修正し、次の会合に移るべきだ。
- (意見3) 後日、議事録を公開するためにも、正確に残して欲しい。
- (意見4) 録音ファイルのバックアップをとること。

↓

(委員会での結論)

- (1) 議事録は事務局説明を含め、言葉通りに記録する。
- (2) 議事録要旨は今までどおりとる。
- (3) 録音ファイルはバックアップをとる。

《事務局見解及び対応》

議事録を言葉どおり記録するよう試みましたが、整理に3日以上かかり、そこから要旨をまとめ委員の皆様へ送付するには1週間以上必要とします。

このように議事録を発言どおり記録することは時間と労力がかかることから、町においては発言どおり議事録を記録するのは町議会本会議のみであります。関係する委員会では、今回のように要旨のみや、内容を箇条書きとしています。また、本議会議事録も整理・公表までに1ヶ月近くの期間を要します。

このことから、本委員会の議事録は第1回議事録の形で行うことを理解していただきたい。

尚、言葉どおり記録する議会議事録についても、発言から発言者の真意を読み取ることは難しく、確認に時間を要するとのことでした。また、委員から第1回議事録に発言が載っていないという意見がありましたが、確認したところ、委員発言は全て記載しておりました。

2. 新庁舎建設位置について

◆ 候補地①（現庁舎位置）に関する意見

- （意見1）日記移転の時の記録を探して欲しい →（事務局）残っておりません。
- （意見2）城山側への敷地拡張を検討して欲しい。→ 城山側は国立公園区域がある。
- （意見3）仕事をしながら同じ敷地に庁舎を建てるのは不可能だ。
- （意見4）現地建て替え案は最後まで残して整理すべき。
- （意見5）国立公園区域がわかるようにした資料を次回提示して欲しい。

《事務局見解及び対応》

- (1) 第3回又は第4回会合までに意見を踏まえた資料を作成します。

◆ 候補地②（西郷中学校横）に関する意見

- （意見1）宮城側の山を造成することで、案を変更して候補地にあげて欲しい。
- （意見2）多くの方が避難できる場所がいい。→ 防災拠点と避難場所は違う。
- （意見3）西郷中学校施設の防災利用は目から鱗だ。
- （意見4）住宅地だと災害救助活動等に支障をきたすのでは。
- （意見5）道路改良などが必要で、費用のことも検討すべき。

《事務局見解及び対応》

- (1) 第3回会合までに意見を踏まえた資料を作成します。

◆ 候補地④（運動公園）に関する意見

- （意見1）災害を考えたとき高台なので望ましい。
- （意見2）近くて良いと思ったが、土砂崩れなどを考えると・・・
- （意見3）H27年度国費の充当額は？
- （意見4）都市公園を変更ではなく抹消できないか？ → 抹消できない。代替が必要。
- （意見5）災害時、街部からの避難が可能だ。→ 防災拠点と避難場所は違う。
- （意見6）街部からは近い。
- （意見7）もう一本進入路を造りバスが回れるように。→ 技術的に困難。

《事務局見解及び対応》

- (1) 第3回会合までに意見を踏まえた資料を作成します。

◆ 候補地⑧（隠岐病院前農地）に関する意見

- （意見1）⑧⑨は農地利用からのハードルは他に比べれば低い
- （意見2）カーテックス一畑方面への敷地拡張を検討して欲しい。
- （意見3）庁舎を建てると交通が混雑しそう。
- （意見4）みんなが納得するのはこの場所だと思う。
- （意見5）利便性からすると最もよい。

- (意見 6) 家屋移転があるので期間内に建設できるか心配？
- (意見 7) 用地補償費が高額となるのでは？
- (意見 8) 農地代替地について事務局は検討しているか？→検討していないが対応する。
- (意見 9) 中町中条線の道路改良が必要。現在の道路改良計画の資料が欲しい。
- (意見 10) 敷地嵩上げでなく、古川の川底を掘り下げられないか検討して欲しい。
- (意見 11) 嵩上げなどで浸水対策ができれば問題ない。
- (意見 12) ⑧になれば道路改良が入り、隠岐病院入口の交通安全対策となる。

《事務局見解及び対応》

- (1) 第 3 回又は第 4 回会合までに意見を踏まえた資料を作成します。
- (2) 用地については八尾川以南土地改良区に事前協議をした後に地権者との協議となります。

◆ 候補地⑨（下水処理場横）に関する意見

- (意見 1) ⑧⑨は農地利用からのハードルは他に比べれば低い
- (意見 2) 拡張性が良い。
- (意見 3) 西田農道から町道西郷 3 号線にタッチする道路を造り、その東側で検討して欲しい。
- (意見 4) 町道西郷 3 号線の改良が必要だ。
- (意見 5) 処理場遊休地を工事用用地とできる。
- (意見 6) 工事期間からすると⑨が最適である。

《事務局見解及び対応》

- (1) 第 3 回又は第 4 回会合までに意見を踏まえた資料を作成します。
- (2) 用地については八尾川以南土地改良区に事前協議をした後に地権者との協議となります。

◆ 候補地⑩⑪⑫⑬に関する意見

- (意見 1) ⑩⑪⑫⑬は農地は、農振地域を分断する形となるので反対だ。
- (意見 2) ⑩⑪は以前八尾川の水害にあった。
- (意見 3) ⑩は農業用排水路を分断する。
- (意見 4) ⑩は横の農業用排水路があり拡張性が悪い。
- (意見 5) ⑩は土砂災害警戒区域だ。

↓

(委員会での結論)

- (1) 上記 4 候補地は候補地より除外する。

◆ 敷地規模に関する意見

(意見1) 13,000 m²の敷地では少ない。16,000～18,000 m²が必要と考える。

(意見2) 来客者駐車場は計画案 50 台+20～30 台が望ましい

《事務局見解及び対応》

(1) 敷地の大きさは、今後、新庁舎基本計画(案)の精査の中で討議させていただきたい。

◆ その他意見

(意見1) TPP 問題等から農地を潰すのはどうかと思う。

→ 庁舎整備計画説明会での意見から平から隠岐病院の農地も候補に入れた。

(意見2) 岬町方面は検討したか。→ 検討した。

(意見3) 建設位置検討書の○×△の評価はもっと議論し精査すべき。

◎ 以上のような意見交換から、今後候補地①②④⑧⑨に絞り込んで資料を作成していくこととした。

第3回会合までに事務局が用意する資料

(1) ①②④⑧⑨で問題点について整理した資料を提出する。

(2) 上記5候補地をアップした図面を作成する。

3. 会議資料の公表について

建設位置検討書 P2～P4 図-2 アクセスからの絞り込み図までの資料により、西郷エリアで候補地を探していることをHPで住民に公表することとした。

4. 現庁舎の利用に関する隠岐の島町庁舎建設検討委員会の関わり方

現庁舎の有効利用については今後十分検討して隠岐の島町のまちづくりの視点でいろいろ考えて行くべきという意見があったということを委員会の報告書に書くこととした。